

# 第30回原子力災害からの福島復興再生協議会 議事録

(令和7年2月24日(月)開催)

復 興 庁

# 第30回 原子力災害からの福島復興再生協議会

## 議事次第

日 時：令和7年2月24日（月）13:30～15:30

場 所：エルティ

1. 開会、挨拶
2. 国からの説明
3. 県からの説明
4. 意見交換
5. 閉会

## 1. 開会、挨拶

○輿水復興副大臣 それでは、定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。

ただいまより、「第30回原子力災害からの福島復興再生協議会」を開催いたします。

本日、司会を務めます、復興副大臣の輿水恵一でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、会議の開催に当たり、議長であります伊藤復興大臣から皆様に御挨拶を申し上げます。

○伊藤復興大臣 復興大臣の伊藤忠彦でございます。本日は大変御多忙の中、また、連休最終日にこうして本協議会にお集まりいただき、感謝申し上げます。

開会に当たり、先日の高湯温泉や年明けからの会津地方を中心とした豪雪により、県民の方がお亡くなりになられる誠に痛ましい事故が発生いたしております。この場をお借りして、お亡くなりになられた方には衷心より哀悼の誠をささげるとともに、豪雪の被害にあわれている皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

また、福島の復興・再生に御尽力をいただいております皆様方にも改めて敬意と感謝を申し上げます次第です。

昨年10月の大臣就任以降、各地を訪問させていただき、地元の首長の皆様方をはじめ様々な方からお話を伺ってまいりました。私が環境副大臣を務めておりました当時の福島の状況を思い返しながら、復興は着実に進んできているものの、それぞれの地域では帰還・移住の促進、産業・なりわいの再生など、様々な課題に直面していると強く感じているところです。

第2期復興・創生期間が残り1年あまりとなりました。次の5年間は復興に向けた課題を解決していく極めて重要な期間であり、これまで以上に力強く復興施策を推進していく必要があります。「福島の復興なくして東北の復興なし。東北の復興なくして日本の再生なし。」、この強い決意の下、引き続き現場主義を徹底し、被災地に寄り添いながら、福島の復興・再生に全力で取り組んでまいり所存でございます。

本日はどうぞ忌憚のない御意見をよろしく願いいたします。

○輿水復興副大臣 続きまして、江藤農林水産大臣から御挨拶を申し上げます。

○江藤農林水産大臣 農林水産大臣の江藤でございます。

震災から間もなく14年となります。津波被災農地のインフラ復旧は相当程度進んでいると感じておりますが、現場の方々のお声をお聞きしますと、まだ生活やなりわいが戻ったとは言えず、農林水産分野におきましても原子力災害被災地域を中心に営農再開や水産業、林業の再生、風評払拭等、取り組むべき課題はまだたくさん残っていると感じております。

私が大臣就任以来、こちらに参りますのは2回目となりますが、午前中には白河市におきましてスマート農業を活用し、効率的な機械化一貫体系を構築するなど、先進的な取組を進めておられる農業法人の視察をさせていただきました。こうした取組が原子力被災12市町村を含めた福島全体のスマート農業の推進につながっていき、全国的にも担い手の確

保が課題となる中で、全国のモデルとなることを期待しております。

この協議会においても皆様からいただく御意見・御指摘をしっかりと受け止めさせていただいて、農林水産省として被災地の農林水産業の復興・再生に向けて全力で取り組んでまいりますので、どうぞ本日はよろしくお願い申し上げます。

○輿水復興副大臣 続きまして、武藤経済産業大臣から御挨拶を申し上げます。

○武藤経済産業大臣 皆さん、お疲れさまでございます。

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故以来、14年近くにわたり多大な御迷惑、御心配をおかけしていることに改めておわびを申し上げたいと思います。

私は7年前、原子力災害現地対策本部長として、32回にわたり福島を訪問させていただき、その後も福島復興に強い思い入れを持ち続けてまいりました。「福島の復興は一刻の遅滞も停滞も許されない。」、この想いを胸に、福島の復興に全力で今後とも取り組んでまいります。

廃炉について、昨年の燃料デブリの試験的取り出し成功は重要な一歩であると思っております。「中長期ロードマップ」の第3期に移行し、より本格的な廃炉作業に入ることになります。そうした中で、先週、IAEAのグロッシー事務局長と面談をし、ALPS処理水の海洋放出を含めて、引き続きIAEAの協力を得ていくことを確認させていただきました。安全確保に万全を期しながら、着実に廃炉を進めてまいります。

また、ALPS処理水の海洋放出について、一部の国・地域による日本産水産物に対する輸入規制の即時撤廃に向けた働きかけを引き続き行うとともに、安全性の確保、風評対策、なりわい継続支援にしっかりと取り組んでまいります。

避難指示解除の取組については、まずは特定帰還居住区域の避難指示解除に向けて除染やインフラ整備等に全力を尽くしてまいります。その上で、将来的には全ての避難指示を解除すべく、責任を持って取り組んでまいります。

また、飯舘村や葛尾村の帰還困難区域において、堆肥製造施設用地や風力発電事業用地等の土地活用に向けた避難指示解除について調整中と承知をしているところです。地域資源を活用し、復興を進める好事例でもあり、地元の御意向を踏まえつつ、こうした動きを後押ししていきたいと思っております。

避難指示解除の進展に伴い、次の復興・創生期間は産業復興の正念場であります。浜通り地域等の自立的かつ持続的な産業発展に向けた道筋について、福島県と復興庁とともに「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」を夏頃を目途に改定することを目指しているところでありまして、今後、地元の皆様と議論を深めさせていただければと思っております。後ほど概要について事務方から説明させていただきます。

福島の復興が成し遂げられるその日まで、国が前面に立って全力を尽くしてまいりたいと思っております。

○輿水復興副大臣 続きまして、浅尾環境大臣から御挨拶を申し上げます。

○浅尾環境大臣 環境大臣の浅尾慶一郎でございます。御参集の皆様の日頃の福島の復興・

再生に向けた御尽力に厚く御礼を申し上げます。

特定帰還居住区域については、避難指示解除に向けて地元の御意見をよく伺いながら、引き続き迅速かつ着実に除染等を進めてまいります。

除去土壌等の県外最終処分については、国としての約束であります。そして、残された重要な課題でもあります。最終処分・再生利用の基準を策定し、最終処分場の構造・必要面積等をお示しすべく引き続き取り組むとともに、2025年度以降の取組の進め方について、有識者の御意見も伺いながら検討を進めてまいります。

また、昨年12月に新たに閣僚会議も設置されたところであり、再生利用先の創出等に向けて政府一体となって取り組んでまいります。

ALPS処理水の放出については、環境省では海域モニタリングを実施しています。引き続き客観性・透明性・信頼性の高いモニタリングを徹底し、結果を国内外に分かりやすく発信し、風評対策にも貢献してまいります。

福島の復興はこれからも環境省として最重要の課題です。引き続き全力を尽くしてまいります。

本日はよろしくお願ひいたします。

○輿水復興副大臣 続きまして、青木内閣官房副長官から御挨拶を申し上げます。

○青木内閣官房副長官 内閣官房副長官の青木一彦です。福島の復興・再生に御尽力されている関係者の皆様方に心から敬意を表しますとともに、感謝を申し上げる次第でございます。

福島の復興・再生は、石破内閣の最重要課題です。去る12月には、石破総理が福島を訪問し、福島第一原発や中間貯蔵施設、そして復興の状況を視察いたしました。

政府におきましては、除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた関係閣僚会議を昨年12月に設置いたしました。今後、再生利用の推進などの基本方針を策定してまいります。

また、11月の日中首脳会談及び12月の外相会談、1月の農相会談等において、日本産水産物の輸入規制の撤廃を早期に実現するよう求めたところであり、引き続き適切に対応してまいります。

先日、福島を訪問されたIAEAのグロッシー事務局長による石破総理の表敬に私も同席させていただきました。引き続きIAEAと密に連携をしてまいります。

福島の復興・再生に向けて、被災地の皆さんに寄り添いながら、政府一丸となって全力で取り組んでまいります。本日はどうかよろしくお願ひいたします。

○輿水復興副大臣 続きまして、福島県内堀知事から御挨拶をお願いいたします。

○内堀福島県知事 伊藤復興大臣、江藤農林水産大臣、武藤経済産業大臣、浅尾環境大臣、青木内閣官房副長官、そして各副大臣、政務官をはじめ、皆さんには日頃から福島の復興・再生に多大なる御尽力をいただいております。

あわせて、令和7年度政府予算案において、福島県の実情を踏まえた内容としていただいたことに心から感謝申し上げます。

震災と原発事故から間もなく14年が経過します。福島復興は着実に前進している一方で、復興のステージが進むにつれて新たな課題が顕在化するなど、原子力災害に起因する課題は多岐にわたっています。このような中、昨年末、「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等」が決定されました。福島県については、次の5年間の事業規模が今の5年間に十分に超えると見込まれるとして、事業の実施に必要な財源を確保することが明記されました。このことは、本県が訴え続けてきた福島の実情や切実な思いを石破総理大臣、伊藤復興大臣をはじめ政府及び関係の皆さんにしっかりと御理解していただいているものと受け止めております。

福島復興はこれからも長い戦いが続きます。国におかれては、今年夏までに示すとされている復興の基本方針の見直しに向け、引き続き現場主義を徹底し、被災地に寄り添った丁寧な対応をしていただくとともに、今後も切れ目なく安心感を持って復興に取り組むために必要となる十分な財源と枠組み、そして、復興を支える制度をしっかりと確保していただくようお願いします。

また、福島復興の大前提となる廃炉作業の安全かつ着実な実施をはじめ、帰還困難区域の除染や除去土壌等の県外最終処分、使用済燃料の確実な県外搬出、ALPS処理水の海洋放出に伴う風評被害への対応など、原子力災害に伴う様々な課題に対し、原子力政策を推進してきた国の責任において最後までしっかりと対応していただきますようお願いいたします。

本日は最前線で復興に取り組んでいる各団体の御意見を真摯に受け止めていただき、引き続き御尽力をいただきますようお願いをし、私の挨拶といたします。

本日はどうぞよろしく申し上げます。

○輿水復興副大臣 ありがとうございます。

それでは、報道関係者の方はここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

## 2. 国からの説明

○輿水復興副大臣 それでは、本日の議事に移らせていただきます。

本日は、国側・県側からそれぞれ説明の後、意見交換を行います。

なお、本日は御多忙の折、会議終了後に御予定が入っている出席者の方もおられると伺っております。毎回御協力いただいているところではございますが、今回も円滑な議事進行に御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、「福島の復興・再生に向けた取組状況」について、事務局から説明いたします。

○桜町統括官（復興庁） 復興庁より御説明申し上げます。

お手元、資料1の2ページをお願いいたします。まず、特定復興再生拠点区域について、でございます。一昨年11月までに6町村の拠点区域の避難指示が全て解除されております。

3ページから8ページは、拠点区域がある町村ごとに復興状況を整理させていただいております。全体として、徐々にではございますが、着実に復興は前に進んでいる状況でございます。

3ページ、富岡町では、本年4月、とみおかワイナリーが完成予定のほか、震災記憶作品を恒久展示する美術館も建設予定でございます。

4ページ、大熊町では、大野駅を中心とした復興事業が進捗いたしまして、駅西口には3月15日に産業交流施設や商業施設のグランドオープンを予定しております。また、中央産業拠点や西工業団地も順次供用を開始している状況でございます。

5ページ、双葉町では、双葉駅東に双葉移住定住相談センターやコワーキング・スペースなどの施設を順次開設してございまして、来年度にはカンファレンスホテルが開業予定でございまして、町外からの人の呼び込みを加速いたします。

6ページ、浪江町では、水素エネルギーを中心としたまちづくりに力を入れる中で、復興牧場や競走馬育成施設も整備中でございます。津島駐在所が再開をし、国道6号沿いには24時間営業の飲食店がオープンするなど、生活環境の整備が進んでございます。

7ページ、葛尾村では、水稲やソバの営農が再開され、農業を中心に据えたむらづくりが進んでございます。福島再生賃貸住宅も16戸整備中でございます。

8ページ、飯舘村では、2025年中に住民の帰還に必要な井戸をさらに1か所整備予定でございます。産業分野では、木質バイオマス発電施設が昨年9月に稼働を開始いたしまして、今春にはドラッグストアのオープンを予定しております。

次に、9ページをお願いいたします。拠点区域外への対応でございます。2020年代をかけて帰還意向のある住民が帰還できるよう、拠点区域外の避難指示解除の取組について、2021年8月以降進めてございまして、10ページにございます「特定帰還居住区域復興再生計画」は、昨年4月までに大熊町、双葉町、浪江町、富岡町について認定をされ、順次、除染等を開始している状況でございます。昨年8月以降、4町において順次、2回目の帰還意向調査を開始し、浪江町におきましては、調査結果を踏まえた計画の変更案を公表いたしました。また、南相馬市においても計画案を公表し、葛尾村においても計画作成に取り組んでいるところでございます。引き続き、除染、インフラ整備等の避難指示解除に向けた取組を、スピード感を持って進めてまいります。

次に、11ページをお願いいたします。福島国際研究教育機構、いわゆるF-REIについてでございますけれども、12ページにございますように、段階的に直営の研究グループによる研究体制に移行する予定でございまして、現状8グループが立ち上がっている状況でござ

います。

13ページ左にございますように、昨年8月、双葉町で第3回のF-REI協議会を開催したほか、本年4月には福島ロボットテストフィールドのF-REIへの統合が予定されております。

また、施設整備につきましては、14ページにございますように、今年度は設計と準備工事に着手をしてございます。

福島イノベーション・コースト構想につきましては、15ページ左下にございますように、令和6年3月末時点で浜通り地域などに約400社の企業の誘致、累計4,800名超の雇用創出が進んでございます。

また、今後は「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」の改定を目指すとともに、引き続き、16ページにございます重点6分野において、関係機関と連携をしながら取組を加速してまいります。青写真改定につきましては、この後、経産省から御説明をいたします。

最後に、風評払拭に向けた取組でございます。17ページから18ページをお願いいたします。一昨年8月からALPS処理水の海洋放出が開始されて、昨年11月4日までに10回の放出が完了してございます。復興庁としては、あらゆる機会を捉えて正確な情報を提供するとともに、常磐ものの魅力を国内外に向けて引き続き積極的に発信をしております。

以上でございます。

○輿水復興副大臣 次に、「東京電力福島第一原発の廃炉・汚染水・処理水対策及び避難指示解除、産業復興の状況」について、原子力災害対策本部及び経済産業省から説明いたします。

○辻本福島復興推進グループ長（経済産業省） 説明いたします。

それでは、資料2を御確認ください。めくって1ページであります。廃炉の状況、避難指示解除の状況、産業復興に向けた取組について説明をいたします。

2ページであります。燃料デブリの試験的取り出し等の状況であります。上の四角の一番上のポツでありますけれども、昨年11月7日、試験的取り出し作業に成功いたしました。左の下のところに燃料電池の拡大写真がついております。今後、デブリの取り出し作業が本格化いたしますが、作業エリアが非常に高線量のため、右下にありますドローン、ロボットといった遠隔作業に対応していく必要がございます。世界にも前例のない、技術的な難易度も高いゆえ、一步一步着実に進めてまいります。2回目の試験的取り出しにつきましては、今年春頃を予定しております。

3ページであります。ALPS処理水の海洋放出の取組状況でございます。左の表を見ていただきますと、2024年度のALPS処理水放出計画・実績であります。これまで6回、安全・確実に放出が成功しております。

また、これまでのモニタリング結果につきまして、海洋放出が安全であることが確認されておまして、右下の写真を見ていただきますと、ALPS処理水の放出が完了した区画にありましたタンクについて、解体が進展をしております。この解体が進展した地域につき

ましては、燃料デブリ取り出し作業の関連施設を今後設置する予定でございます。

4 ページであります。IAEA・中国の動向について御報告いたします。

IAEAの状況でございますけれども、上のポツの2つ目のところであります。2024年1月、7月に海洋放出後の第1回・第2回のレビューの報告が安全に行われることが確認されております。

また、昨年9月でありますけれども、IAEAの枠組みの下での追加的なモニタリングについて、拡充に合意して実施をしております。先週2025年2月19～21日にかけて、中国をはじめとする関係機関により試料の採取が行われております。

また、先ほど大臣からございましたけれども、2月20日にはグロッシー事務局長と武藤経産大臣が会談を実施いたしまして、IAEAと引き続き協力について確認をしております。

下の2の中国の部分でございます。昨年9月に「日中間の共有された認識」を発表しております。これに基づいた対応の一環としまして、追加的モニタリングに中国も参加しているところでございますが、今年1月23日、中国政府は分析結果が正常であった旨を公表されております。引き続き日本産水産物の輸入再開を早期に実現するように求めてまいります。

5 ページ、避難指示解除の取組の状況でございます。下の図が帰還意向調査の図でございますけれども、「帰還意向あり」の浪江町の部分を見ていただきますと、下段が34%、1回目であります。上のところが44%、2回目でございます。1回目から2回目に重なるにつれ帰還意向が向上しているということが見てとれるかと思えます。現在、大熊町、双葉町、富岡町におきましても2回目を実施中でございます。2020年代を駆けまして帰還意向のある住民に御帰還いただけるよう、全力を挙げて取り組んでまいります。

6 ページでございます。右の図を見ていただきますと、長泥の曲田公園は令和5年5月1日に土地活用に向けた避難指示解除の仕組みに基づきまして避難指示が解除されたところでございます。今後、飯舘村におきましては堆肥製造設備、また、資源作物栽培に向けた農地につきまして、葛尾村につきましてはこの2つの発電事業に向けまして、土地活用に向けた避難指示解除の仕組みを用いまして、避難指示解除を行うべく調整中でございます。

7 ページでございます。先ほど大臣からお話がありましたが、「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」の改定に向けた作業を進めているところでございます。上の「改定の趣旨」を御覧いただきますと、次の5年間は前例のない複合災害からの復興に向けた課題を解決していく極めて重要な期間であり、これまで以上に力強い復興施策を推進していく正念場であります。このため、イノベ構想のさらなる具体化・加速化のために目指すべき方向性を再整理というものでございます。

下を見ていただきますと、左に青写真策定時に目指してきた姿、真ん中にこれまでの取組・実績、一番右に課題認識がございます。一番右の課題認識を見ていただきますと、まず1点目の進出企業の呼び込みに向けた環境整備、また、2番目として地元企業への波及・

事業機会の創出について、3番目としまして暮らしやすいまちづくり、加えて担い手の拡大といったところについて課題の整理を行っております。

8ページでございます。こうした現状を踏まえての改定の方向性でございますけれども、下の表を御覧いただければと思います。目指すべき方向性として、まず左の部分、解決すべき課題としての地域の稼ぎをどうするか、また、日々の暮らしをどうするかというものでございます。

地域の稼ぎの右に行ってくださいますと、①「外貨」を稼げる産業集積として、廃炉・ロボット・エネルギーをはじめとする重点6分野のイノベーションを深化させ、事業化・収益化を進め、「地域の稼ぎ」を創出していくこと。

右に進んでいただきまして、②であります。イノベ構想の経済効果を地域企業に波及させていくこと、面的なサプライチェーンを構築し、また、進出した企業や地域の企業が行事を超えて強みを持ち寄り、競争的なコミュニティを構築していくこと。

下に行ってくださいまして、日々の暮らしの③であります。避難指示解除の進展を踏まえまして、イノベーションを用いて暮らしを支える方向を強化していく。具体例で言えば、絆特区を活用したドローン配送実証でございます。

また、さらに右に行ってくださいまして、④であります。地域企業が公共サービスを補完、地域企業・事業者が地域コミュニティの一員として地域の課題解決に貢献する取組を促進していく。

また、これらの取組の共通的な課題への対応として、一番右でありますけれども、構想を支える人材育成、担い手の拡大であります。新たな担い手である移住者、関係人口の呼び込みを、コンテンツを作成し、また、新たな担い手と自治体や帰還者とのコミュニティを形成していく、関係人口が関係人口を呼ぶ活力の循環の創出といったものを加えることによりまして、地域経済の持続的な発展、暮らし・公共サービスに裨益、新たな活力の呼び込みといったものを次の5年間で推進していく、こういったものをこの青写真を基に今後の具体的な政策を展開していくということを検討中でございます。

9ページに参考でつけておりますが、この2025年の万博がついに4月から開催いたします。2025年5月20日から24日におきまして、これは復興庁さんとも協力しまして、福島復興展示をさせていただく予定でおります。一番下を見ていただきますと、福島浜通り地域等で行われる挑戦や取組を「人」にフォーカスして発信する予定でございます。こういったものを含めまして、引き続き福島復興について発信を重ねていきたいと考えております。

以上です。

○興水復興副大臣 次に、「被災地の復興・再生に向けた環境省の取組」について、環境省から説明いたします。

○白石環境再生・資源循環局長（環境省） お世話になっております。環境省でございます。

資料3につきまして、御説明申し上げます。

1 ページ目を御覧ください。帰還困難区域における除染等の取組について、でございます。先ほどもございましたが、特定復興再生拠点区域につきましては、引き続き地元の御意見を伺いながらフォローアップ除染等を実施いたします。特定帰還居住区域につきましては、大熊、双葉、浪江、富岡の4町におきまして除染等の取組を進めております。引き続き迅速かつ着実に除染等の取組を進めてまいります。

2 ページ目を御覧ください。中間貯蔵施設事業について、でございます。中間貯蔵施設につきましては、大変重い決断を大熊町、双葉町にいただき、受け入れていただいたものでございます。本年1月末時点で約1,406万立方メートルを搬入してございます。引き続き、安全第一を胸に作業に取り組んでまいります。

3 ページ目を御覧ください。県外最終処分の再生利用の取組について、でございます。福島県内で発生した除去土壌等につきましては、中間貯蔵開始後30年以内に県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることと法律で規定されておまして、国の責務でございます。県外最終処分の実現に向けましては、除去土壌の再生利用等による最終処分量の低減が鍵となります。環境省では、2016年に策定した方針に沿いまして、減容技術の開発、再生利用の実証事業、全国的な理解醸成等を着実に進めてきております。

これまでの取組の成果、それから、国内外の有識者からの助言等も踏まえまして、今年度末の取りまとめに向け、再生利用・最終処分の基準や最終処分場の構造、必要面積等の検討を進めております。さらに、これらの検討の進捗状況を踏まえ、2025年度以降の取組の進め方も検討を進めております。詳しい資料は5ページ目以降につけてございますが、説明は割愛いたします。

県外最終処分の実現に向けて、除去土壌の再生利用等による最終処分量の低減方策、風評被害対策等の施策につきまして、政府一体となって推進するため、関係閣僚会議が設置をされ、第1回が昨年12月に開催されております。各府省が一丸となり、再生利用の案件の創出等に向けて取組を進めてまいります。

4 ページ目を御覧ください。冒頭、浅尾環境大臣から述べられましたように、環境省ではALPS処理水に係る海洋モニタリングを実施してございます。分析の結果では、人や環境への影響はないということを確認しております。この結果は全て環境省のウェブサイトやSNSを通じて速やかに情報発信を行っております。

環境省といたしましては、引き続き客観性・透明性・信頼性の高いモニタリングを徹底し、結果を国内外に分かりやすく発信してまいります。

説明は以上です。

○輿水復興副大臣 次に、「福島の復興・再生に向けた農林水産省の取組」について、農林水産省から説明いたします。

○谷村危機管理・政策立案総括審議官（農林水産省） 農林水産省でございます。

それでは、資料4に基づきまして御説明いたします。

まず、1ページから農業についての状況でございます。1ページにございますように、

被災12市町村では、令和7年度末の営農再開目標約1万ヘクタールに向けて、令和5年度末時点で8,599ヘクタールで営農を再開して、進捗率は86%となっておりますが、1ページ右側のグラフにありますとおり、営農再開の状況というのは市町村ごとにかなり異なっております。今後、特に避難指示解除の遅れや帰還状況により再開割合が低く、未再開農地が多く残る市町村において、引き続き目標達成に向け、営農再開の取組を着実に推進していくこととしております。

2ページ目からは、取組事例を整理しております。まず2ページ目左上、檜葉町のかんしょ育苗施設や富岡町のカット野菜工場が整備され、これらの施設への原材料供給に向けて地元の農業者が生産拡大をするなど、生産と加工が一体となった広域的な産地化に向けた取組が進められております。

また、左下、担い手が不足する中で、飯舘村におかれましては、設立した公社による営農再開の促進や、富岡町や浪江町では町外からの法人を誘致する取組が進められております。

右上、農地バンクが活用しやすくなるような措置を行い、農地の集積による大区画化を進めるとともに、地域外の担い手掘り起こしの活動を支援しております。

右下、農林水産省では、12市町村に対して本省や東北農政局の職員13名を配置するとともに、富岡町にある東北農政局震災復興室のサポートチームが各地域の取組を支援させていただいております。

3ページを御覧ください。左側にありますように、福島再生加速化交付金を活用して南相馬市に整備をした園芸団地・集出荷施設が令和5年7月から全面稼働しております。また、富岡町においても野菜集出荷施設が昨年令和6年7月から全面稼働し、玉ねぎの出荷の拡大に向けて有効に活用されております。

右上、F-REIにおいても重要な研究分野の一つとして農林水産分野が位置づけられております。現在、ここで完全無人自動走行システムなどの実証研究などを中心とした研究開発を進めています。

右下、労働力不足の解消に向けまして、スマート農機の活用による労働時間の削減実施をしております。スマート農業技術の活用によって省力化・効率化を進め、競争力の高い産地形成を進めていくこととしております。

4ページからは、森林・林業の分野の状況でございます。まず4ページでございますが、海岸防災林の復旧事業が96%完了し、福島県の素材生産量も震災前の水準に回復をしております。施設内で栽培する菌床しいたけの生産量も回復はしておりますが、原木しいたけの回復は10%程度にとどまっているという状況でございます。

5ページ目は、具体的な取組状況でございます。右側にありますように、しいたけなどの原木林の計画的な再生に向けて「里山・広葉樹林再生プロジェクト」を推進しております。また、特用林産物の出荷制限の解除に向けた取組を進めております。非破壊検査により基準値を下回ることが確認できたものは出荷可能となっており、現在、松茸やなめこな

どが検査対象となっております。このような取組を通じて、引き続き被災地の森林・林業の再生に向けて取組を進めてまいります。

次に、水産業の状況でございます。6ページは、インフラ面での復旧状況でございます。県内の被災漁港は全て復旧し、産地市場も全て再開をしております。また、再開を希望される水産加工施設の9割以上が業務を再開しているという状況でございます。

7ページからは、漁業再生に向けた取組でございます。左下、沿岸漁業の水揚げ量は回復しつつあるものの、まだ震災前の25%程度にとどまっているという状況でございます。引き続き、がんばる漁業復興支援事業などを通じて水揚げ量増加に向けた取組を後押ししてまいります。

8ページを御覧ください。新規漁業者の確保・育成の強化や種苗生産、放流といった生産対策や、東京や埼玉県などの大型量販店における「福島鮮魚便」としての常設販売や共同出荷による多角的な流通拡大の取組の効果検証など、加工・流通・消費の各段階における徹底した対策を行っております。

最後に、風評払拭に向けた取組について御説明いたします。9ページを御覧ください。農林水産省では、関係省庁と連携をしながら食品中の放射性物質に関する情報発信を続けております。令和4年度から実施しておりますトリチウムに関する水産物モニタリング結果は、検査開始以来、全て検出限界値未満となっております。これを日本語、英語、中国語、韓国語で水産庁ホームページに掲載をしております。また、令和5年度から迅速分析法を開始して、速やかに情報提供できるように進めています。

10ページを御覧ください。原発事故に伴う輸入規制につきましては撤廃化が進んでおりますが、いまだ6の国と地域において輸入規制が継続されております。引き続き政府一体となって早期の撤廃に向けて働きかけを行ってまいります。

以上でございます。

### 3. 県からの説明

○輿水復興副大臣 次に、「ふくしま復興・創生に向けて」について、福島県内堀知事から御説明をお願いいたします。

○内堀福島県知事 資料5の1ページをお開きください。

1ページ、避難地域の復興・再生について。

帰還困難区域の再生のほか、避難指示が解除された地域の生活環境整備や移住・定住の促進等を進める必要があるとともに、これを支える人的支援の継続も重要です。特に福島再生加速化交付金や福島生活環境整備・帰還再生加速事業については、現行スキームの下で事業を継続する必要があります。

帰還困難区域の復興・再生に向けては、特定復興再生拠点区域の整備に取り組む必要が

あり、また、特定帰還居住区域については、住民の個別の事情や地元自治体の意向を考慮しながら除染等の取組を進めることが重要です。

国においては帰還困難区域全てを避難指示解除し、復興・再生に最後まで責任を持って取り組んでいただく必要があります。

2 ページ、避難者等の生活再建について。

被災者の生活再建のステージに応じた支援が必要であり、心のケアなど、被災者の実情を踏まえた柔軟な取組が重要です。

また、避難地域の医療提供体制の再構築に向け、保健・医療、福祉・介護施設等の復旧、それらを担う人材確保・定着の促進、双葉地域における中核的病院の整備などが必要です。

さらに、安心して学べる教育環境づくりに取り組むため、教職員の加配やスクールカウンセラー配置、就学支援等を継続する必要があります。

3 ページ、風評払拭・風化防止対策について。

風評対策に取り組んできてもなお、いまだ震災前との差が埋まることのない状況は、根強く風評が残っていることの表れであり、一方で、年数の経過とともに風化も進んでいるなど、このような現状に危機感を抱いております。風評・風化を取り巻く環境は時間の経過とともにますます厳しくなっていることから、対策をより一層強化する必要があります。

このため、産地競争力を回復するための福島ならではのブランドの確立や観光業への支援など、幅広い業種に対する風評対策を講じるとともに、県や市町村、関係団体、事業者による取組への十分な措置が必要です。

加えて、輸入規制撤廃に向けた働きかけや輸出促進の支援など、原子力災害が完全に終息するまで国を挙げて風評払拭及び風化防止対策に取り組むことが不可欠です。ALPS処理水の海洋放出も含め、廃炉と汚染水・処理水対策は事業者だけでは成し遂げられないことから、国が前面に立ち、関係省庁がしっかりと連携し、政府一丸となって万全な対策を徹底的に講じ、最後まで全責任を全うしてください。

4 ページ、福島イノベーション・コースト構想の推進について。

イノベ構想をさらに推進するため、起業・創業、実用化開発、企業誘致から定着までの支援、産業集積の形成及び活性化を促進する取組や「復興知」などの構想を支える人材育成に資する取組が重要です。「産業発展の青写真」を改定し、引き続き総力を挙げて取組を前に進めていくことが不可欠です。

また、福島ロボットテストフィールドについては、F-REIの研究開発等の機能が付加されることにより、さらなる発展・活用がなされることが重要です。F-REIについては、地域に根差し、関係機関との連携を図りながら長期・安定的に運営していくことが重要です。

5 ページ、地域産業の再生及び新産業の創出について。

浜通り地域等においては産業集積及び働く場の確保が重要であることから、企業立地補助金については現行スキームの下での制度を継続するとともに、市町村の意見や地域の実情を踏まえた運用とする必要があります。福島新エネ社会構想の実現に向けて、再エネの

さらなる導入拡大などが重要です。

農林水産業については、生産から流通・消費に至る総合的な対策が重要です。特に水産業については生産回復が大きく立ち後れている現状を踏まえた取組が必要です。

6 ページ、インフラ等の環境整備、除去土壌等の県外最終処分に向けた取組の推進等について。

インフラ等の環境整備を一層加速するため、ふくしま復興再生道路などの道路整備、広域的な地域連携を促進する道路ネットワークの構築、国際物流ターミナル整備等の事業やカーボンニュートラルに向けた取組をさらに推進する必要があります。

帰還や復興まちづくり等に向けては、道路や砂防施設、河川が不可欠であることから、引き続き、社会資本整備総合交付金の復興枠や福島再生加速化交付金など、必要な予算を十分に確保することが重要です。除去土壌等の県外最終処分は法律に定められた国の責務であり、約束の2045年3月まで残された期間はあと20年と限られていることから、責任を持って取り組んでください。

7 ページ。今後の復興の基本方針の見直しに当たっては、福島県・市町村の意見を尊重し、丁寧に反映をしてください。原子力災害からの復興・再生は、国の社会的責任を認識した上で国が前面に立ち、最後まで取り組むべきものであることが大前提であり、政府において風化は絶対にあってはなりません。

福島の復興・再生は、今後も中長期にわたる長い戦いであり、現在進行形です。避難指示が解除されて間もない地域はスタートラインに立ったばかりである一方で、避難指示解除が比較的早かった地域も、復興の進展に伴う新たな課題に直面しています。市町村ごとの震災前の状況等も鑑みながら、地域の状況に応じたきめ細かな対応が必要となります。復興施策の議論に当たっては、被災地や住民に寄り添い、福島県や市町村の意見を丁寧に把握し、最大限尊重しながら進めることが求められます。

行政事業レビューや復興施策の総括に関するワーキンググループ等において、原子力災害に係る国の責任など、他の自然災害との違いを鑑みず、被災自治体の自立を求め自己負担の導入を要請する議論や、令和12年度での復興庁廃止や事業終了を前提とした議論がなされることは、到底受け入れられるものではありません。広域連携や広域化の必要性も議論されていますが、地域ごとの多様性や住民の利便性、地域が描く将来の姿等も考慮しながら、個別の分野ごとに広域連携の可能性を丁寧に議論することが重要です。福島の復興は内閣の最重要課題とされており、引き続き、復興庁が復興の実現に向けた司令塔機能や予算を含めた総合調整機能をしっかり発揮していくことが極めて重要です。

8 ページ、福島の復興・再生に向けた財源・制度の確保について。

第2期復興・創生期間中においては、事業実施に必要な予算を十分に確保した上で、復興・再生に向けた取組を着実に進めていく必要があります。

また、第2期復興・創生期間後においても、中長期にわたる継続的な取組に加え、復興の進捗に伴って生じる新たな課題やニーズへの対応が必要であり、特に次の5年間はこれ

まで以上に力強い取組が不可欠です。基本方針や与党提言、税制改正大綱等に基づき、復興を進めるために必要となる十分な財源と枠組み、税制特例をはじめとした復興を支える制度を引き続きしっかりと確保していただくようお願いいたします。

引き続き現場主義を徹底し、国、県、市町村、関係団体等が一体となって原子力災害に伴う前例のない困難な課題にも立ち向かいながら、福島復興・創生に向けた取組を中長期的に推進することが不可欠であります。

私からは以上であります。

#### 4. 意見交換

○輿水復興副大臣 それでは、御出席の皆様には御議論をいただければと思います。誠に勝手ながら、出席者名簿の下から順番に御指名をさせていただきます。なお、発言につきましては、3分をめぐりをお願いいたします。

それでは、福島県農業協同組合中央会、管野代表理事長、お願いいたします。

○管野福島県農業協同組合中央会代表理事長 それでは、御指名でございますので、私から申し上げます。

まず、3点ほど申し上げたいと思います。最初に避難地域の復興・再生について、でございます。これについては先ほど来ありますように、令和5年度末で8,599ヘクタール、およそ8,600ヘクタールが営農再開されました。再開率でおよそ50%近くまで進むことができました。これにつきましても国の皆さん方に感謝を申し上げるとともに、今後ともよろしくお祈りを申し上げたいと思います。

こういう状況でありますから、次に、JAグループ福島としても令和8年度以降の次期対策創設に向け、これまでの取組を総括した上で被災12市町村での営農再開を加速させるとともに、風評払拭が可能である競争力ある産地づくりに取り組むため、先般、福島県と連名で避難地域12市町村の復興・創生に向けたビジョンを策定したものであります。このビジョンは与党が第13次提言で示しました農地の大区画化と担い手の農地集約・省力化、スマート農業による高収益作物や麦・大豆の生産拡大、高付加価値産地展開支援事業など、産地の拠点となる施設整備や機械の導入による合理的な産地形成等をする方向に合致するものであり、これらの実現が本県農業の本当の意味での復興につながっていくものだと思っております。よろしくお願いいたします。

続きまして、風評払拭・風化防止等についてでございますが、これらについても今現在も影響が続いております。今後ともこれが続いて途切れることなく、東京電力に御指導をよろしくお願いいたします。また、万が一新たな風評が発生した場合等を含め、損害がある限り賠償するという政府方針の下で、双方の合意の上で運用されている団体賠償基準や手続きにのっとり、被害の実態を踏まえ、生産者に寄り添った適切な賠償を東京電力が今

後も着実に実施するよう、国には東京電力に対する御指導をお願いいたします。よろしく  
お願いします。

続きまして、3つ目でございますが、担い手等の復興でございます。これらにつきましては  
今現在、取組を進めておりまして、私どもで今度の3か年の計画等に繰り入れており  
ます福島型トレーニングファームとしてやっていくことで、今現在、今年度から取組を開  
始しているところでございますが、被災地域では福島型トレーニングファームの取組に対  
しての指導農家の確保が難しい上で、他地域からの就農希望者参入に対しての住居の確保  
などの生活インフラの整備が必要であります。

あわせて、生産技術、農業経営・管理知識の習得に向けた講師の確保、派遣、参入  
等、被災地における新規就農者確保に向けた総合的支援施策をつくるようお願いを申し  
上げたいと思います。

また、スマート農業の実装化が欠かせないわけでございますが、最も労働力を必要とす  
る収穫調整、出荷作業について開発が遅れておりますので、生産拡大の障壁となっている  
ことから、F-REIの研究開発機能の強化など、農作業の省力化に向けた国の積極的な取組を  
要請し、お願いするところであります。

以上、よろしく申し上げます。

○輿水復興副大臣 続きまして、福島県商工会議所連合会、渡邊会長、よろしくお願いい  
たします。

○渡邊福島県商工会議所連合会会長 福島県商工会議所連合会の渡邊でございます。

震災から間もなく14年という非常に長きにわたり、国におかれましては大変積極的に取  
り組んでいただき、感謝を申し上げたいと思います。

私からは、この場をお借りして3つの事項についてお願いを申し上げます。

1つ目は、第2期復興・創生期間終了後の本県の復興・創生に必要な制度・財源の確保  
に向けて、でございます。先ほど福島県の内堀知事からも強く要望されましたけれども、  
福島県の現状は根強く残る風評と風化、コロナ関連の借入金返済、原材料価格の高騰、賃  
上げによる経営圧迫、人手不足など、様々な要因から中小・小規模事業者にとっては大変  
厳しい局面が続いており、本県における復興は本当にまだ途上でございます。

福島第一原発の廃炉作業に関しましては、昨年11月より燃料デブリの取り出しが始まっ  
たものの、その量は全体に比べると本当に僅かであり、今後30年にわたる長期間の課題で  
ございます。第2期復興・創生期間終了後も十分かつ安定的な制度・財源を確保して、真  
の福島の復興・創生を確実に進めていただくよう強く要望いたします。

次に、ALPS処理水の海洋放出への的確な対応並びに風評対策の徹底、確実かつ迅速な賠  
償の実施について、でございます。まずは、全てのALPS処理水の放出が終了するまでに今  
後数十年もの時間を有することから、国は全責任を持ち、安全性を確保した上で事故のな  
いよう確実に処理を実施することを引き続き国民にしっかりと示していただきたいと思  
います。

風評対策についてですが、国内外に向けた正しい情報発信を続けていくこと、そして、東北をはじめ日本の食品などに金融措置を取る国に対しまして、あらゆる機会を捉えて即時撤廃を強く求めていただきたい。そして、影響を受けている水産業者等が経営難に陥ることのないよう、万全の対策を尽くし、必要な賠償に関しては迅速かつ適切に実施されるよう要望いたします。

最後に、福島イノベーション・コースト構想の推進、地域産業の再生に向けた提言でございます。原子力災害に見舞われた浜通り地域でも企業の進出が数多く見られるものの、長期にわたる住民の避難等による人口減少など、地域経済の回復はまだ途上でございます。こうした中、福島イノベーション・コースト構想を中心とした企業誘致、研究開発などを通して被災地における産業集積が図られるとともに、そこで働き定着する人材を確保することが非常に重要であります。企業立地のための補助金、税制の優遇など、事業者の取組を後押しする制度が適切に確保されるよう強く要望いたします。ぜひ本県の復興に必要な施策である福島イノベーション・コースト構想がより推進され、その成果が県内全域に波及するよう、国からの後押しをお願いいたします。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○輿水復興副大臣 続きますして、相馬地方市町村会、杉岡代表、よろしく申し上げます。

○杉岡相馬地方市町村会代表（福島県飯舘村長） 皆様、こんにちは。飯舘村長の杉岡誠です。この場を借りまして、日頃から大変お世話になっておりますことを御礼申し上げます。

私からは、相馬地方市町村会を代表して2点について申し上げます。

1点目、原子力災害からの生活環境の維持・回復及びコミュニティの維持・再構築についてであります。飯舘村においては、村内の居住者はもとより、村外に居住する村民が村における様々な取組に自ら参加し、活動する機会を積極的に設けることで、復興・再生を果たす上で最も大切な個々の意欲やコミュニティの維持・再構築を行ってきております。

また、福島原子力災害避難区域等帰還再生加速事業、福島県営農再開支援事業等による村道、河川、農地の除草などの管理や作業時の一時宿泊施設の運営は、単なる除草作業にとどまらず、個々の意欲やコミュニティの維持・再構築という副次的かつ大きな成果を上げるに当たっても大変重要な事業となっております。現在、高齢化してきている参加主体から次世代への継承を図っていく途上にありますので、これらの継続が飯舘村、避難地域の復興・再生のためには必要不可欠でありますので、事業の継続と予算措置を要望するものであります。

2点目は、営農再開促進と農地集積支援の継続についてであります。飯舘村では、平成29年3月末の19行政区の避難指示解除以降、全集落での継続的な話し合いを進め、令和元年度以降、人・農地プラン及び農地中間管理事業、機構集積協力金等を活用した約560ヘクタールの農地集積を実現しているところであります。さらに、令和6年12月までに全集落で

策定した地域計画に基づき、担い手への農地集積、営農再開、就農定着を促進することとしております。

一方で、6年間に及ぶ全村避難により経営継承ができないまま高齢化してきている農家がほとんどでありますので、新たな担い手育成・誘致に村主導で取り組んでいます。さらに時間を要する状況にあります。また、農地所有者が農地を意欲ある経営体へ貸与するまでの間、適正に農地や農業水利施設等が管理されている必要もあります。営農再開支援事業の保全管理メニューのほか、機構集積協力金について、令和8年度以降の継続を要望するものであります。

以上、相馬地方を代表して私からの発言とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○輿水復興副大臣 続きまして、双葉地方町村会、篠木代表、よろしくお願いいたします。

○篠木双葉地方町村会代表（福島県葛尾村長） 双葉地方町村会長で、葛尾村長の篠木でございます。

国・県の皆様におかれましては、被災地復興のために日々御尽力をいただき、改めて感謝を申し上げます。

私からは、4点ほど申し上げさせていただきます。

1点目については、復興に必要な財源の確保でございます。先ほど知事からもお話ありましたが、昨年実施された復興施策の総括に関するワーキンググループや行政事業レビューにおいて、被災自治体の自己負担導入や事業対象地域の絞り込み、終期を前提とした見直しといった議論がなされたことは、原子力災害の被災自治体として到底容認することはできません。原子力災害からの復興は国の社会的責任を踏まえて行われるべきであり、いまだ復興の道半ばである双葉地方の現状をしっかりと確認をいただき、第2期復興・創生期間以降も福島再生加速化交付金等の予算を十分に確保していただくとともに、復興を支える制度の継続をお願いいたします。

2点目は、特定帰還居住区域への対応でございます。昨年、石破総理が双葉町の帰還困難区域を視察された際に、改めて「2020年代をかけて帰還意向のある住民全員が帰還できるよう、除染やインフラ整備を進める」とのお話がありました。つきましては、特定帰還居住区域の早期の避難指示解除に向けて、除染の確実な実施はもとより、住民が安心して生活できるよう、道路、河川等のインフラ整備や営農再開に向けた取組などに対しきめ細かな御支援をよろしくお願いいたします。また、帰還困難区域のうち、特定復興再生拠点区域や特定帰還居住区域を除く区域についても、除染や家屋解体等についての方針をできる限り早期にお示し願います。

3点目は、ALPS処理水の処分及び安全・確実な廃炉作業の実施についてであります。ALPS処理水の海洋放出につきましてはこれまでのところ順調に行われておりますが、今後も想定外の事態があってはならないことから、東京電力に対しては常に緊張感を持って安全性を担保した確実な実施を心がけるよう、指導・監督をお願いいたします。

また、昨年、2号機の燃料デブリの試験的取り出しの際には、現場の確認不足などにより作業の中断を余儀なくされましたが、今後行われる本格的な取り出しは前例のない困難な取組になることから、国が前面に立ち、総力を挙げて取り組んでいただくとともに、東京電力に対して安全管理体制の徹底はもとより、住民の不安解消に向け、廃炉作業の進捗状況についても分かりやすい情報発信に努めるよう、指導・監督をお願いいたします。

最後に、福島イノベーション・コースト構想の推進、地域産業の再生についてであります。企業誘致を通じた産業集積の加速化は、地域経済の活性化と持続的な産業発展にとって不可欠であることから、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金については、終期を前提とした見直しではなく、地域の事情を丁寧に把握しつつ、引き続き令和7年度以降も十分かつ長期にわたる適切な制度の維持及び財源の確保をお願いいたします。

また、イノベ税制及びその減収補てんについても、企業誘致に当たり重要な支援ツールであることから、地域の実情に即した制度を確保していただくようよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○輿水復興副大臣 続きまして、福島県原子力発電所所在町協議会、伊澤代表、よろしくお願いいたします。

○伊澤福島県原子力発電所所在町協議会会長 福島県原子力発電所所在町協議会会長の双葉町長、伊澤でございます。

私からは4点、お願いいたします。

1点目は、拠点区域外の避難指示解除に向けた取組の実施についてであります。特定帰還居住区域復興再生計画に基づき、住民の帰還後の生活再建を念頭に遅滞なく除染に着手し、インフラ復旧・整備を確実に行うなど、国が前面に立ち、一日も早い避難指示解除を実現することを強く要望します。また、帰還困難区域全域の避難指示解除が大前提だと考えておりますので、全域避難指示解除に向けた取組を早急に具体化し、必要な措置を講じるようお願いいたします。

2点目は、避難地域の復興財源の確保と復興施策の推進についてであります。原子力災害からの復興・再生は、国の社会的責任の下、国が前面に立って最後まで責任を持って取り組むべきものです。避難指示が解除された時期による復興の進捗のみならず、自治体ごとの震災前の状況等を比較しながら、地域の状況に応じたきめ細やかな対応が必要です。帰還困難区域全域の除染、避難指示解除には年月を要することが想定されるため、第2期復興・創生期間以後も完全な復興が成し遂げられるまで、震災復興特別交付税措置及び普通交付税の人口特例措置を継続することはもとより、福島再生加速化交付金などの既存の財政措置の継続とともに、中長期にわたる財源の確保及び弾力的な運用をお願いいたします。

また、福島イノベーション・コースト構想のさらなる取組が各避難地域における復興に裨益するものと期待しておりますが、その推進に当たっては、避難指示が解除された時期

や地域の実情を踏まえたきめ細やかな対応を重ねてお願いいたします。

3点目は、東京電力福島第一・第二原子力発電所の廃炉作業の安全かつ着実な実施についてであります。東京電力において燃料デブリの試験的取り出し作業を昨年11月に完了しましたが、本格的なデブリ取り出し作業を含む今後の廃炉作業が安全かつ着実に実施されることが大前提であるとともに、長期間にわたる取組が必要であると改めて認識しているところです。

また、試験的取り出し作業中にヒューマンエラーに起因するトラブルが発生しており、地域住民のみならず国民に対して不安や不信感を与え、廃炉作業等の足かせのみならず住民帰還への不安要素の一因となることから、安全対策やヒューマンエラー防止策の一層の徹底と管理体制の確認・強化について、国が前面に立ち、今後も東京電力に対する監督・指導を徹底していただきますようお願いいたします。

最後に、原子力損害賠償についてであります。令和4年12月に決定された原子力損害賠償紛争審査会中間指針第5次追補においては、避難費用及び日常生活阻害慰謝料の賠償対象期間の目安が平成30年3月末までとされております。国においては改めて被害者の声に耳を傾け、実態を十分に認識いただいた上で、指針で賠償の対象と示されていない期間の損害についても被害者の実態や心情に配慮した賠償が確実に実行されるよう、再度中間指針を見直していただきますようお願いいたします。

私からは以上です。

○輿水復興副大臣 続きまして、福島県町村会、宮田代表、よろしくをお願いいたします。

○宮田福島県町村会代表（福島県塙村長） 町村会長を務めております、塙村長の宮田でございます。一部重複するものもありますが、私からは4点について申し上げます。

まず1点目は、復興基本方針の見直しについてであります。福島再生加速化交付金などに対し、財政負担の在り方などを見直すよう指摘されたことに、県内からは復興の道半ばでこうした話が出ること自体、風化の表れではないのかなどといった強い反発と、復興基本方針の見直しに影響するのではとの強い懸念が出ております。原子力災害からの福島の復興・再生は国の社会的責任を踏まえて行われるべきものでありますので、当県の現状を十分に反映し、これまでも増して力強く復興施策を推進していただける方針としていただくようお願いを申し上げます。

2点目は、除去土壌等の県外最終処分に向けた取組の推進であります。除去土壌等の県外最終処分は法律に定められた国の責務であります。先ほども説明があったとおり、除去土壌等の県外最終処分に向けた工程表が示されましたが、最終処分地の決定を2030年以降にするなど、具体的な時期や期限が明示されておらず、中間貯蔵が開始されて既に10年がたつ中で、我々の期待とは大きく隔たるものであったことは否めません。今後、再生利用を含む基本方針を示し、今回の工程表を踏まえ、夏頃までに政府全体で取り組むロードマップを策定するとされますので、2045年3月までに県外での最終処分完了に向けまして、政府一丸となった取組を加速いただきますようお願いいたします。

3点目は、風評・風化対策のさらなる推進についてであります。桃、牛肉などの県産品価格と全国平均との価格差は、震災前の水準まで戻らないまま固定化しており、また、訪日外国人の増加により観光需要が高まる中でも、当県への宿泊者数は震災前の7割にも満たないなど、原子力災害の影響はいまだに色濃く県内全域に及んでおります。つきましては、風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略に基づき、国内外への情報発信などの風評・風化対策を強化いただくとともに、市町村等が地域の魅力や食品の安全性などの情報発信を中長期的に取り組めるよう、予算の確保をお願いいたします。さらに、事業者が風評対策の取組を行う場合に活用できる課税の特例措置についても延長をいただくようお願いいたします。

4点目は、食品等の基準値や出荷制限等の見直しについてであります。野生キノコや山菜などの出荷制限による中山間地域等町村の経済的損失は大変大きく、また、鳥獣被害対策として捕獲鳥獣のジビエ利用が推進されていても、当県では自家消費の自粛を含む出荷制限により食利用ができないため、鳥獣被害が拡大している一因と考えられております。国際基準では一般食品の基準値は1,000ベクレルであるのに対し、我が国では100ベクレルで、野生キノコや山菜、野生鳥獣の肉類などが国際的な基準値を大幅に下回っていても、我が国の基準値を少しだけ上回ることで食利用や出荷が制限されます。つきましては、これまで蓄積されたデータや知見に基づく科学的な観点から、食料品の基準値や出荷制限等の規制について、その妥当性を検証いただき、見直しを行っていただくよう強くお願いを申し上げます。

私からは以上であります。

○輿水復興副大臣 続きまして、いわき市、内田市長、よろしくをお願いいたします。

○内田福島県いわき市長 いわき市の内田広之と申します。よろしく申し上げます。

私から、簡潔に4点ほど申し上げたいと思います。

まず1点目でございますが、今朝の朝刊でも共同通信調査の結果が発表されておりました、大変関心が高まっている日本海溝・千島海溝地震に関しまして、でございます。福島県内でも10の市や町が巨大津波や巨大地震の可能性があるということの懸念がございます。現在、廃炉作業も一步一步進み、ALPS処理水に関しましてもトラブルなく実施されておりますけれども、そうした巨大地震や津波があった場合も想定外のことが起きないように、ぜひ国からもあらかじめ東京電力に普段から訓練や指導などをお願いできればと思います。

2点目は、第2期復興・創生期間以降を見据えた継続的な支援でございます。ここはまず1つ目が観光でございまして、令和8年度から国内最大級のキャンペーンであります「ふくしま DESTINATION キャンペーン」が始まりますので、そういった部分での支援でありましたり、現在、浜通りのサイクリングロードのナショナルサイクルートの指定に向けた取組に向けまして調整を進めさせていただいておりますので、こういったことが盛り上がると非常に復興の大きな前進となりますので、国からも積極的な後押しをお願いしたいと申し上げます。

加えまして、廃炉産業、地場産業と結びつけました新たな産業の創出、「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」を改定して取組を一層加速させるなど、最後まで復興に向けた推進の後押しをお願い申し上げます。

3点目が、廃炉作業の確実な安全対策でございます。原子力発電所の廃止措置完了に向けての具体的な工程などにつきまして、スピード感を持って今後とも検討を進めていただけるようお願い申し上げます。

最後の4点目でございますが、ALPS処理水の海洋放出について、ございまして、これまでのところ大きなトラブルなく実施がされておりますけれども、引き続き正確な情報発信や対話などによりまして国内外の理解醸成に全力で取り組んでいただきたいと思います。

また、漁業者が今後も安心して漁業を継続できますように、常磐ものの販路開拓や拡大に対する支援、後継者対策も含めまして長期的な支援に立った漁業者や水産関係者の御支援をお願い申し上げます。

以上4点でございます。

○興水復興副大臣 続きます、会津総合開発協議会、室井代表、よろしくお願いたします。

○室井会津総合開発協議会代表（福島県会津若松市長） 会長を務めております、会津若松市長の室井でございます。

国・県の皆様方には、日頃より復興に向けて御尽力をいただいております。また、災害とも言える今般の豪雪、また、雪害に御支援をいただいております。心より感謝申し上げます。

それでは、私から会津地方17市町村を代表し、2点お願いを申し上げます。

初めに、復興財源の確保と制度の充実についてであります。復興と風評被害の払拭は、会津の各自治体においても福島再生加速化交付金をはじめとした財源を活用し、様々な取組を行っております。こうした中、先般の行政事業レビューにおいて、外部の有識者から各事業の見直しを検討すべきとの提言がなされましたが、予算規模の縮小や事業対象の制限を行うことは復興の停滞につながるものと大変危惧しております。復興の進捗や課題は自治体によって様々であり、今後も復興に向けた取組は会津地方を含む県内全域において粘り強く継続していく必要があります。

つきましては、石破総理が今までの5年以上に力強く復興施策を推進していくと御発言されております第2期復興・創生期間終了後においても復興財源を十分に確保いただくとともに、各自治体にとって柔軟で使いやすい制度とするなど、復興事業全般の充実について特段の御高配を賜りますようお願いいたします。

2点目は、風評払拭と産業・なりわいの再生についてであります。原発事故の風評は、会津地方におきましても観光宿泊者数や首都圏量販店における県産米の販売量などを踏まえると、いまだ根強く残っていると感じます。

つきましては、風評払拭は国の責任において行うものとし、農林水産業や観光業等の風

評対策はもとより、設備投資などを行う事業者への税の優遇制度につきましても現行制度の延長を要望いたします。

また、野生キノコ、山菜、ジビエの一部で続いている出荷制限ではありますが、再生の妨げ・停滞につながっていることから、先ほど宮田町長からもありましたが、基準値に係る妥当性や合理性の検証をぜひ進めていただきたいと思います。

最後に、原発事故の賠償基準となる中間指針についても、福島県内で地域の分断を生じさせないように再度検討をお願いするとともに、会津地域を含め、被害者視点に寄り添った対応を行ってくださいますようお願いいたします。

結びになりますが、今後とも会津地方を含む福島県全体の復興に向けた様々な施策の充実について重ねてお願い申し上げ、会津総合開発協議会からの要望といたします。

○輿水復興副大臣 続きまして、福島県市長会、立谷代表、よろしく願いいたします。

○立谷福島県市長会代表（福島県相馬市長） まず、1年前のこの会で、相馬市内にある造船所が全焼して、これは漁業の復興にとっても大変なことになるというので当時の農林水産大臣の坂本先生にご支援いただけるようお願いさせていただきました。経済産業省、それから復興庁にもご支援いただいて、今、再建の工事が進んでおります。まず、御報告いたします。

県市長会から、まず医療人材の確保ということについて、特に浜通りが厳しい。福島県全体としても人口10万人あたりの医師の数が少ないという問題があります。中山間地は特にそうですので、地域医療再生臨時特例交付金等の継続した支援をお願いしたいということが一つ。

それから、心のケア事業と孤独老人の対策事業、やはり東日本大震災のときに周りのみんなが亡くなっておじいちゃん・おばあちゃんが1人きりになった人たちもますます高齢化が進んでいます。生活していく上で非常に困難な状況になってきていますので、支援の継続をお願いしたい。

それから、今まで私は国民の福島県に対する放射能の偏見に対して、放射能教育をしっかりとやってくださいと毎年申し上げてきたのですが、県内の首長さんたちと話をして、角度を変えて考えることにしました。福島県の子供は将来、遺伝的に悪影響を及ぼすのではないかと考える人が国民の30%から40%いるという調査結果があります。私はこれまで、遺伝的に影響があるはずはないという考え方をしてきたのですが、遺伝子の段階に至って踏み込んで調査をしたという調査結果はないのです。郡山市、いわき市、それから福島市、伊達市等々からの意見としてもあるのですが、そんなことはないだろうと言う前に、遺伝的に一体どうなのだということをぜひ政府として調査いただきたいということです。これは環境大臣である浅尾先生に特にお願いしたいと思います。国民の偏見が差別につながっている。このことに対して我々市長会としては非常に遺憾に思っているわけなので、遺伝子の段階まで踏み込んだ調査をしていただいて、それを放射能教育にしっかりとしたエビデンスとして加えていただくように考えていただきたいと思います。

以上でございます。

○輿水復興副大臣 続きまして、福島県議会、西山議長、よろしく願いいたします。

○西山福島県議会議長 本日は大変ありがとうございます。

重複いたしますが、県議会から5点ほど申し上げます。

1点目は、復興財源の確保についてであります。様々な議論があるということは承知をしております。総理が「今の5年間で十分に超えるものにしたい」という答弁をなさっております。そのまま実行していただくようお願い申し上げます。

2点目は、除去土壌・放射性廃棄物の県外処分についてであります。中間貯蔵施設はまさに苦渋の決断の受入れでございました。法律には2045年までに県外最終処分ということが明記されておりますので、これもそのまま実行をお願いしたいと思います。

3点目は、廃炉作業等の安全・確実な実施についてであります。当然のことではございますが、今後も安全かつ着実に責任を持って進めていただきたい。また、廃炉に携わる人材の育成・確保を大変心配しております。しっかりと進めていただきたいと思っております。

4点目は、特定復興再生拠点区域外の避難指示解除についてであります。帰還意向のある全ての住民が一日も早く帰還できるよう、責任を持って取り組んでいただくようお願いいたします。

最後に5点目は、風評対策についてであります。風評は業種を問いません。同時に、県内全域59の市町村が風評を受けております。そういった認識を再確認していただければと思っております。

以上5点、お願い申し上げます。

ありがとうございました。

○輿水復興副大臣 それでは、国から御回答を申し上げたいと思っております。

まず、伊藤復興大臣からお願いいたします。

○伊藤復興大臣 内堀知事をはじめ、皆様からいただきました御要望につきまして、まず私からお答えを申し上げます。

まず、避難地域の復興・再生について申し上げます。避難指示が解除された地域の生活環境整備や移住・定住の促進等については、引き続き福島再生加速化交付金等により支援をしてまいります。

また、被災自治体における人的支援につきましても、全国の自治体から県や被災市町村に職員の派遣を行っておりますが、国といたしましても、引き続き職員の確保に努めてまいります。

将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除するとの決意に揺らぎはありません。その上で、まずは、2020年代をかけて帰還意向のある住民の方々全員が一日でも早く帰還できるよう、特定帰還居住区域について除染、インフラ整備等の避難指示解除に向けた取組を着実に進めてまいります。

また、復興庁では、2025年大阪・関西万博におきまして、5月19日から24日にかけて、

「ビルド・バック・ベター より良い復興」と称しまして、このコンセプトで展示を行ってまいります。被災地の復興しつつある姿を避難者の方にも感じていただき、帰還に向けて希望を持っていただけることを期待して、しっかりと実行してまいりたいと思っております。

次に、避難者等の生活再建について申し上げます。被災者の心のケア等につきましては、被災者支援総合交付金により自治体の取組を支援させていただくとともに、医療等について、地域医療再生基金の活用等により、医療施設の再開、開設、そして人材確保等を支援してまいります。引き続き被災地の状況を丁寧に伺わせていただきながら、きめの細かい支援に取り組んでまいりたいと考えております。

教育現場への支援につきましては、教職員の加配措置やスクールカウンセラー等の配置など、関係省庁と連携をさせていただきまして取り組んでまいります。

続いて、風評払拭・風化防止対策について申し上げます。政府といたしましては、「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」を開催いたしまして、政府一丸となって情報発信に取り組んでいるところでございます。復興庁では、様々な媒体を活用させていただき、科学的根拠に基づいた正確な情報を国内外に分かりやすく発信させていただくとともに、イベント等を通じて「三陸・常磐もの」をはじめとする地域の魅力をしっかりと発信してまいります。また、福島県の各自治体が行う風評払拭に向けた取組の支援などについても取り組んでまいります。

ALPS処理水の海洋放出に伴う日本産水産物などの輸入規制につきましては、早期に撤廃されるよう、政府一丸となって働きかけを行ってまいります。

風化防止対策につきましては、東日本大震災の記憶と教訓を後世へ継承するための取組として様々な復興の知見やノウハウの収集を行ってございまして、今後とも取組を進めてまいります。

さらに、先ほど御紹介申し上げました万博の展示をきっかけといたしまして、全国の多くの方に、それも世代にかかわらず、被災地まで足を運びたいと思っていただければと考えております。

次に、福島イノベーション・コースト構想の推進について申し上げます。イノベ構想につきましては、福島浜通り地域等の自立的・持続的な産業発展に向けた重要な取組であると考えております。本構想の推進のため、「イノベ構想を基軸とした産業発展の青写真」を本年夏頃をめどに改定することを目指していきたくと考えております。今後とも、関係省庁並びに本日御参会をいただきました福島県の皆様方と連携をして、産業集積、教育・人材育成などに、しっかりと取り組んでまいります。福島ロボットテストフィールドのF-REIへの統合については、F-REIの研究開発等に関する機能が付加され、ロボテスのさらなる発展、そして産業化に向けての活用につながることを期待します。

F-REIにつきましては、着実に歩みを進めております。今後も適切に予算を確保し、地域のニーズ等を把握する市町村座談会の開催、浜通り地域等での実証研究の実施、地元企業

との連携等を通じて、地元と連携した取組をしっかりと支援してまいります。また、F-REIの効果が浜通り地域のみならず福島県全体に波及してまいりますように、関係省庁が一体となってF-REIを支援してまいります。

復興を支えるインフラ整備につきましても、関係省庁とも連携してまいります。

福島の復興・再生には息の長い取組が必要だということを多くの皆さんにおっしゃっていただきました。第2期復興・創生期間中並びに期間後の確実な財源の確保等について、私から申し上げさせていただきますが、多様なニーズ等にきめ細かく対応することが必要であるがゆえに、しっかりと財源の確保はしてまいります。第2期復興・創生期間の次の5年間は、避難者の帰還、生活環境の整備、産業・なりわいの再生などを一層進めさせていただき、また、廃炉や除去土壌等の最終処分につきましても、その実現に向けた道筋をつけていく必要があると考えております。次の5年間はこのような課題を解決していくために極めて重要な期間であると考えております。

復興基本方針については、被災地の皆様ともよく相談をしながら、次の5年間においてこれまで以上に力強く復興施策を推進していくために、本年夏までに見直しを行っていきたいと考えております。

また、予算につきましても、昨年12月の復興推進会議での決定において、福島県については、県と市町村が進めている事業を十分に確保した上で、次の5年間の全体の事業規模が今の5年間に十分を超えるものと見込まれると明記されております。今後、さらに議論を進め、予算の確保等に責任を持って取り組みます。

昨年秋の行政事業レビューの指摘について、次にどういった対応を行うかは福島県ともよく相談をし、そして、調整をさせていただきながら、引き続きしっかりと対応してまいります。

各種税制については、活用状況や効果の検証等を踏まえた上で引き続き検討をさせていただきます。引き続き国が前面に立って、復興庁が司令塔となり、福島の復興・再生に全力を尽くしてまいりますので、よろしく願い申し上げます。

○興水復興副大臣 続きまして、江藤農林水産大臣から回答をお願いいたします。

○江藤農林水産大臣 様々に御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

初めに、営農再開の促進に向けた支援の継続について、それから、新規就農者の確保に向けた支援、それから、労働力対策についてお答えをさせていただきます。被災された12市町村全体では、確かに営農再開が着実に進んでいると思いますけれども、地域別に見るとかなりむらがあるというのが現実だろうと思います。担い手不足などの残された課題を正確に捉える必要があります。加工、流通、そして販売といった商流をしっかりと確保して、そして競争もし得る付加価値の高いものをつくっていく、そして農業を再構築していく必要を感じております。

今後、避難指示の解除が遅かった地区での営農再開の加速化を進めるとともに、生産・加工が一体となった高収益作物の生産拡大や広域的な産地の形成、そして、それに向けた

設備といったものをしっかりと整備していくことを御支援していきたいと思っております。また、機械導入等、営農再開に向けて不可欠なものがたくさんあります。農地の集積、集約化、大区画化といったものをしっかりと進めてまいりたいと思っております。

新規就農者の育成総合対策によって、これも若干要件の緩和をいたしましたので、トレーニングファームの構築や技術指導等によるサポートの体制の充実に向けた取組を総合的に推進してまいりたいと考えております。

さらに、担い手不足の解決に資するために、スマート農業だけで全てが解決するとは思っていないが、農林水産業のより高度なスマート化の実現に向け、稲作の完全自動化に向ける技術開発等もやっておりますし、そして、今年度からは露地野菜の自動収穫技術の開発も始めておりますので、ぜひ福島のほうでも御利用いただければいいのではないかなと思っております。

引き続き関係省庁、それからF-REI、その他の関係機関とも連携をいたしまして、農作業の省力化に向けた技術開発を強力に進めてまいりたいと考えております。

それから、ALPS処理水の海洋放出への対応、風評被害についてであります。これは関係省庁と一体になってやらなくてはなりません。正確な情報、まさに科学的な見地に基づく理解を求める努力をもっと広くしてまいりたい。そして、各大臣とも内閣を挙げて、様々な外国の要人と会う機会が多いですから、そういったときにこの安全性について正確な情報をお伝えする努力をしてまいりたいと思っております。

中国の輸入規制につきましては、「日中間の共有された認識」に基づきまして着実に進めなければなりません。私も先般、中国に行ってまいりました。海関総署、それから先方の農水大臣と話をしてきました。いずれも予定の時間を大幅にオーバーして話をしてまいりました。特に海関総署では、この海産物の輸入再開についてなかなか厳しいことを言うものですから、かなり食い下がって話をさせていただいたところでもあります。新しいトップもまた決まりましたので、新たにそのトップともまた話をしたいと思っております。各省庁としっかり連携しながら具体的に結果を出していきたい、そういう努力をしたいと思っております。

それから、農業の生産現場を視察した際に、これは去年の末だったと思いますが、福島のもので市場で特別避けられているという感覚ではないけれども、何となく福島以外のものがあるのであれば、例えば同価格であれば福島以外のものを選択されるような傾向を感じる。そういうもやっとした何となく福島県産を避けるという空気がいまだにあるということは非常に良くないと思っております。日本人はお互いに助け合うという気持ちを持っているすばらしい民族でありますから、大臣になる前からずっとそうですが、私は常にスーパーに週に2回は行くのですけれども、やはり被災地関連のものがあれば積極的に手に取るということを日本人としてはすべきだろうと私は思っております。

放射性物質の検査結果につきましては、科学的な知見でありますので、しっかりこれを周知する努力をするのは当然だと思っております。

水産業についてですが、水産業を守る政策パッケージは経済産業省と連携を進めております。また、がんばる漁業復興支援事業によりまして、漁獲量を震災前の5割以上に回復させる取組を実施しているところであります。なかなか厳しい状況が続いておりますけれども、随分港も立派になりました。この間も行って大変おいしい海産物をごちそうになりましたので、農林水産省としてしっかり応援してまいりたいと思っております。

林業については、なかなか落ち葉などもたくさんありますし、表土を取るのも難しいですから、林業についてはまだ困難がたくさんあることは承知をしておりますけれども、放射性物質を含む土壌の流出防止策も、作ってもなかなか超えてしまうという話も聞きました。間伐材の利用の取組をさせていただいているということでもありますけれども、引き続き変わっていく現場のニーズにしっかり応えていきたいと思っております。

本日、皆様からいただいた御意見、御要望につきましてはしっかりと受け止めさせていただいて、今後とも現場に寄り添ったタイムリーな御支援をしていきたいと思っておりますので、御意見をいただきますようによろしくお願いいたします。

私からは以上になります。

○輿水復興副大臣 続きまして、武藤経済産業大臣から回答をお願いいたします。

○武藤経済産業大臣 ありがとうございます。

まず、私から廃炉に関連した回答をさせていただきたいと思っております。東京電力福島第一原子力発電所の廃炉はまさに世界にも前例のない、技術的にも難易度の高い作業であります。国内外の英知を結集しつつ、地域の皆様などへの丁寧な説明、あるいは国内外への情報発信も行いながら、国も前面に立って安全かつ着実に進めてまいります。今後、廃炉の根幹となる最も困難な作業段階に入っていく中で、様々な困難に直面することも想定されております。経済産業省としても引き続き安全を最優先に、高い緊張感を持って廃炉作業に取り組むよう東京電力を指導してまいります。

先ほど内田市長さんからお話ございましたように、巨大地震への対応でありますけれども、ここに関しましても安全確保に万全を期すように指導してまいりたいと思っております。

また、燃料デブリの試験的取り出しを通じて得られた知見や経験は、今後の廃炉作業を効率的・効果的に進める上でも生かされるものであります。それらを最大限活用するとともに、燃料デブリの取り出し工法の検討状況等も踏まえながら、今後の廃炉作業を進めてまいります。

加えて、廃炉作業を安全かつ着実に進めていくためには、廃炉を担う人材の確保が不可欠であります。このため、御地元出身の方々を含め、安心と誇りを持って働いていただける場となるよう、東京電力に対して安全を最優先する作業環境や良好な福利厚生への対応などの職場環境の改善を促してまいります。また引き続き国が前面に立って廃炉を進め、研究開発を含め、幅広い人材の育成と確保に取り組んでまいります。

また、一昨年より開始されたALPS処理水の海洋放出ですが、これまでのモニタリング結果やIAEAの評価などから安全であることは確認をされているところで、東京電力には引き

続き緊張感を持って対応するように指導してまいります。

また、風評対策に万全を期すため、IAEAによる評価も含め、ALPS処理水の安全性やモニタリング結果等について国内外へ透明性高く情報発信を行ってまいります。さらに、一部の国・地域による日本産水産物の輸入規制措置に対しましては、引き続き農林水産省をはじめとした関係省庁と連携をしながら輸入規制の即時撤廃を求めてまいります。その上で、影響を受ける水産業への支援に万全を期してまいります。これらの支援策を講じてもなお被害が生じた場合には、被害の実態に見合った必要十分な賠償が迅速かつ適切に実施されるよう、引き続き東京電力をしっかりと指導してまいります。

産業復興の関係ですけれども、福島イノベーション・コースト構想は産業復興の柱であります。復興庁、福島県をはじめとする地域の皆様と共に改定する「青写真」の内容を踏まえて、重点6分野等の地域の稼ぎの創出、日々の暮らしの改善、関係人口を含む担い手の拡大等に着実に取り組んでまいります。

福島新エネ社会構想につきましても、昨年9月に策定をした加速化プラン2.0に基づき、再エネの導入拡大と水素の社会実装に向けてしっかりと進めてまいります。

行政事業レビューについてであります。立地補助金については昨年11月の行政事業レビューにおいて、有識者より、基金の終了予定時期は「避難指示解除後10年を一つの目安」として検討すべき等の意見がございました。しかしながら、自然災害とは異なる課題に直面してきた地域の復興の状況は様々であり、一律の期限を設定することには慎重であるべきだと考えております。引き続き、地域の実情を踏まえて必要な施策を推進してまいります。

最後になりますが、中長期にわたる復興の取組の中で、今後とも原子力災害を風化させることなく、しっかりと対応してまいります。

以上です。

○輿水復興副大臣 続きまして、浅尾環境大臣から回答をお願いいたします。

○浅尾環境大臣 本日は環境省の施策についても様々な御意見をいただき、ありがとうございます。

特定帰還居住区域について、環境省としては設定された区域において土地関係者の方々の同意取得を進め、速やかに除染や解体を進めてまいります。2020年代にかけて「故郷に戻りたい」という御意向のある住民の方々が帰還できるよう、私も現場の声をよく伺いながら、環境省として地域の方々に寄り添って、避難指示解除に向けた取組を引き続き丁寧に進めてまいります。

除去土壌等の県外最終処分に向けた取組についてであります。県外最終処分の実現に向けては最終処分量を低減することが鍵であります。減容や再生利用の取組が重要です。環境省では、減容に関する技術開発や再生利用の実証事業等の取組を着実に進めており、県外最終処分に向けて2025年度以降の取組の進め方について、有識者の御意見も伺いながら検討を進めてまいります。政府として閣僚会議を設置し、「再生利用の推進」、「再生

利用等の実施に向けた理解醸成・リスクコミュニケーション」、「県外最終処分に向けた取組の推進」について、今年の春頃までに基本方針を、今年の夏頃までにロードマップをそれぞれ取りまとめることとしており、政府一体で再生利用先の創出等に向けた取組を進めてまいります。

ALPS処理水の海洋放出についてであります。環境省では関係機関とも連携して海域モニタリングを実施しており、これまでのモニタリングの結果から、人や環境への影響がないことを確認しております。また、我が国が実施する海域モニタリングの信頼性・透明性の確保を支援するため、IAEAにより分析機関間の比較が実施されています。さらに、昨年9月に合意したIAEAの枠組みの下で、追加的モニタリングとして先週2月19日、中国・韓国・スイスの専門家とともに、IAEAトップのグロッシー事務局長に福島県沖の採水活動に御参加いただきました。このようなIAEAの下での取組を含め、引き続き客観性・透明性・信頼性の高いモニタリングを徹底し、結果を国内外へ分かりやすく風評対策に貢献してまいります。

また、福島県市長会会長の立谷市長からの御意見は、中田副大臣から御対応させていただきますので、よろしく願いいたします。

○輿水復興副大臣 続きます。鈴木復興副大臣から回答をお願いいたします。

○鈴木復興副大臣 いろいろ御意見をいただきましてありがとうございました。

私からは2点、回答させていただければと思います。

まず1点目は、JAグループの管野会長からいただきました、農業分野でのF-REIの研究開発についての御意見であります。F-REIでは、地元の農業関係者の御意見も踏まえまして、稲作やピーマン収穫作業の省力化に向けたスマート農業技術の開発実証に取り組んでいるところであります。引き続きF-REIの取組が地元と日本の食や農林漁業の将来にしっかりと貢献できるものになるように、政府一丸となって支援をしてまいりたいと思います。

そして次に、宮田町長及び室井市長からいただきました、食品等に関する規制等についての御意見であります。私も地元がお隣の山形でありますので、問題意識を全くそのまま共有させていただくところであります。食品衛生基準を所管する消費者庁において、これまでに蓄積をされた様々な知見やデータを踏まえて、科学的・合理的な見地から検証していくものと承知をしておりますので、本日の御意見はしっかりとお伝えをさせていただきたいと思います。

以上です。

○輿水復興副大臣 続きます。大串現地対策本部長から回答をお願いいたします。

○大串現地対策本部長 御質問いただきましてありがとうございます。

私からは2点、回答させていただきます。

まず、避難指示解除の取組につきまして、特定帰還居住区域につきましては、皆様方の御尽力によりまして大熊町、双葉町、浪江町、富岡町の4町において計画が認定され、そして、順次除染工事等に着手できていると認識をしております。国としては、帰還意向の

ある住民の方が安全・安心に御帰還いただけるよう、引き続き各自治体とも十分に協議しながら、可能な限り早期の帰還に向け、除染やインフラ整備などの避難指示解除に向けた取組を速やかに進めてまいります。

あわせて、帰還意向調査についても引き続き丁寧に取り組んでまいります。まずは2020年代をかけて帰還意向のある住民の方々が全員帰還できるよう、こうした取組を進めますけれども、残された土地、家屋等の扱いにつきましても皆様と協議を重ねつつ、検討してまいりたいと考えております。その上で、将来的には帰還困難区域の全ての避難指示解除を実現すべく、復興・再生に責任を持って取り組んでまいります。

もう一点、賠償について、でございます。これも何名かの方々から御意見をいただきました。まず、福島県の農畜産物に関する賠償につきましても、東京電力に対して個別の御事情を踏まえて被害の実態に見合った十分な賠償を実施するように、これからもしっかりと指導してまいります。

また、福島県内の住民の方に対する賠償につきましても、中間指針の趣旨を踏まえた賠償を迅速かつ着実に実施するとともに、今日も御指摘をいただきました個別具体の御事情というのがございますので、それをしっかりとよく伺って丁寧に対応を行い、被害者の方々に寄り添った公平かつ適切な賠償を行うよう、東京電力をしっかりと指導してまいります。

以上でございます。

○輿水復興副大臣 続きますので、中田環境副大臣から回答をお願いいたします。

○中田環境副大臣 環境副大臣の中田宏でございます。本日は様々な御意見をいただきありがとうございました。

まず、市長会会長の立谷市長から、放射能に関する教育、そして情報発信ということについての御意見をいただきました。放射線の健康被害に関する誤解でありますとか、そこから生じる風評等については極めて重要なことだと考えております。環境省においては放射線の健康被害に関する科学的な知見や各省庁の取組についての情報整理は行っておりまして、「放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料」を作成しております。これを活用しまして、放射線の基礎知識等に関するセミナーを全国でも開催しておりますし、放射線に関する健康不安の解消及び風評被害の払拭ということについてのリスクコミュニケーションは実施しております。

また、国民に広く関心を持ってもらえるように、全国紙での新聞広告でありますとか、動画広告を行うなどの情報発信にも取り組んでおります。立谷市長から言及がありましたけれども、昨年、環境省の調査において将来生まれてくる子や孫などへの健康被害について、影響ありと答えている方が35.7%いるということでありまして、数字上は初めて30%台に低下しているわけですが、ただ、これは科学的な見地のない偏見と言えるわけでありまして、したがって、引き続きの施策展開をして努力をしていかなければなりません。

国民の中には科学的知識の有無、あるいは無関心層など、様々な層がありますので、そういう意味では情報の受け手の特性に応じて内容を工夫するなどして、より効果的・戦略

的に、そして丁寧に、全国民に向けて科学的エビデンスに基づいた情報発信ということをより一層努めてまいりたいと考えているところであります。

ぜひこれから先もしっかり皆さんと連携をしながら、かつ、専門家の意見も取り入れながら進めてまいりたいと考えております。

○輿水復興副大臣 続きまして、今井復興大臣政務官から回答をお願いいたします。

○今井復興大臣政務官 復興大臣政務官の今井絵理子です。

私からは、立谷市長より心のケア及び御高齢の方々の孤立、また、孤独死の対策について御意見を伺いました。伊藤大臣からも回答がありましたように、子供の心のケアに関する取組や御高齢者等の皆さんの孤立を防止する自治体の取組については被災者支援総合交付金で支援しておりますが、引き続き被災地の状況を丁寧に伺いながら、きめ細かな支援に取り組んでまいりたいと思います。

今後とも関係省庁とも連携して取り組んでまいりたいと思います。

私からの回答は以上でございます。

○輿水復興副大臣 続きまして、古川総務大臣政務官から回答をお願いいたします。

○古川総務大臣政務官 総務大臣政務官の古川直季でございます。大臣の代理で恐縮でございます。

まず、内堀福島県知事より、被災自治体への人的支援の継続について御発言がございました。原発事故により深刻な被害を受けた地域では、本格的な復興が始まったところであり、それを支える人材の確保が重要な課題であると承知しております。総務省では、全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会と連携した中長期派遣スキームを構築しており、被災自治体における職員採用や民間委託等を行って、なお不足する人材について要望をお伺いし、職員派遣の調整を行っております。

昨年9月にも、総務大臣から全国の都道府県知事及び市区町村長に対し書簡を発出し、応援職員の派遣について格別の御協力を依頼するとともに、個別自治体の幹部職員を訪問し、派遣の御協力を依頼するなど、復興庁や地方三団体等とも連携して取組を強化しているところです。今後も被災自治体の実情を丁寧にお伺いしながら、応援職員の派遣について積極的に働きかけを行うなど、必要な復興事業を確実に実施していただけるよう、人的な支援の取組を進めてまいります。

次に、復興財源の確保についても内堀福島県知事をはじめ多くの皆様から御発言がございました。令和6年3月に閣議決定された「「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」においては、原子力災害被災地域について、第2期復興・創生期間以降も引き続き国が前面に立って復興・再生に取り組むこととされ、当面10年間、本格的な取組を行うこととされております。

そして、この基本方針の中では、第2期復興・創生期間の5年目に当たる令和7年度に復興事業全体の在り方について見直しを行うこととされております。令和6年12月に復興推進会議にて決定された「「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本

方針の見直しに向けた主な課題等」においては、引き続き実施される復旧・復興事業について、震災復興特別交付税による支援を継続するとしておりまして、総務省といたしましても、引き続き関係省庁と連携しつつ、被災自治体が必要な復旧・復興事業を確実に実施できるよう万全を期してまいります。

以上でございます。

○輿水復興副大臣 それでは、私からもお答えを申し上げます。

室井市長より、中間指針見直しについて御意見をいただきました。中間指針は原子力損害賠償紛争審査会において、被害の実態を踏まえ、様々な観点から検討・策定されているものと認識をしております。東京電力が賠償を実施するに当たっては、個別の事情をよく伺って丁寧な対応を行い、被害の実態に見合った必要十分な賠償を迅速に行うことが重要であると考えているところでございます。

また、立谷市長より、放射線に関する情報発信について御意見をいただきました。放射線の正しい理解の醸成及び情報発信につきましては、風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略に基づき、引き続き関係省庁と一体となって幅広い世代に向けて取り組んでまいります。

復興庁でも、放射線の基礎知識に関する動画の配信や妊産婦向けのパンフレット配布、親子向けイベントでの情報発信等に取り組んでいるところでございます。

私からの回答は以上でございます。

最後に、政府といたしましては、本日議論された内容はもちろんのこと、今後、皆様から頂戴する様々な御意見についてもしっかりと受け止め、引き続き福島復興・再生に全力で取り組んでまいります。

それでは、御意見に対する国からの回答は以上とさせていただきます。

それでは、ここで内堀知事から御挨拶をお願いいたします。

○内堀福島県知事 ただいま、大臣、副大臣、政務官、そして政府の皆さんが真剣に我々の意見に耳を傾け、今後、しっかり対応していくというお話をいただきました。大変心強く感じております。

今日、この場で改めて2つ、重要な言葉、再度思いを確認させていただきたいと思えます。

1つ目は、現場主義です。現場とは、まさにここ、福島であります。福島の思い、福島の意見、これを大切にする。この現場主義をぜひこれからも継続していただきたいと思えます。

2つ目は、責任貫徹であります。国の社会的責任を最後まで貫き通すこと、これが重要です。特にポイントは、原子力災害を含む複合災害との戦い。復興というものは本当に長い戦いであります。この長い期間、最後の最後まで責任を貫き通す責任貫徹、この思いを共有していただきたいと思えます。

現場主義、責任貫徹、この思いがまさにこの福島復興再生協議会の本質だと思います。

今後とも皆さんと力を合わせて福島の明るい未来を切り開くため、共に挑戦を続けてまいります。

本日はありがとうございます。

○輿水復興副大臣 最後に、伊藤復興大臣から締めくくりの御挨拶を申し上げます。

○伊藤復興大臣 本日は内堀知事をはじめ、福島復興・再生に懸命に取り組んでおられる皆様方から貴重な御意見をいただきましたことを、まず心から全員を代表して感謝を申し上げます。ありがとうございます。

皆様方のお話をお伺いし、復興の状況や課題は地域によって様々であり、今後とも中長期的に、そして、それこそ責任貫徹をまいりますためにも、これからも対応していくことが重要であると再認識をいたしたところでございます。

引き続き、この協議会をはじめ、あらゆる機会を通じて福島の皆様方の声を伺い、現場主義を徹底しながら、政府一丸となって福島の復興・再生のために尽力をしております。皆様方より一層の御協力をよろしくお願い申し上げます。私からの御挨拶に代えさせていただきます。

ありがとうございました。

## 5. 閉会

○輿水復興副大臣 ありがとうございました。

なお、本日の会議資料につきましては全て公表とし、また、議事録につきましては、構成員の皆様の確認をいただいた上で復興庁ホームページにおいて速やかに公表させていただきます。

会議の内容につきましては、この後のぶら下がり記者会見において伊藤復興大臣からブリーフィングを行います。

それでは、本日の会議はこれで終了させていただきます。大変ありがとうございました。